

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月1日
【会社名】	三菱地所株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Estate Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表執行役 執行役社長 杉山 博孝
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
【電話番号】	(03)3287 5100
【事務連絡者氏名】	経理部長 四塚 雄太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
【電話番号】	(03)3211 0277
【事務連絡者氏名】	経理部長 四塚 雄太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 三菱地所株式会社横浜支店 (横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号) 三菱地所株式会社名古屋支店 (名古屋市中区栄二丁目3番1号) 三菱地所株式会社関西支店 (大阪市北区天満橋一丁目8番30号)

## 1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第117回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金9円

第2号議案 定款一部変更の件

指名委員会等設置会社への移行に伴う取締役や取締役会に係る規定の変更、各委員会や執行役の規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除等のほか、現行定款第3条の目的の追加、取締役との責任限定契約に係る規定の変更等、定款を一部変更する。

第3号議案 取締役15名選任の件

取締役として、木村恵司、杉山博孝、加藤 謙、谷澤淳一、吉田淳一、片山 浩、柳澤 裕、大草 透、松橋 功、海老原紳、富岡 秀、白川方明、長瀬 眞、江上節子及び高 巖を選任する。

第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として「当社株式の大量取得行為に関する対応策」を更新する。

- (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	1,109,357	36,578	21	(注)1	可決(96.70%)
第2号議案	1,135,876	10,059	21	(注)2	可決(99.01%)
第3号議案				(注)3	
木村 恵司	1,082,041	62,774	1,134		可決(94.32%)
杉山 博孝	1,098,452	46,364	1,134		可決(95.75%)
加藤 謙	1,103,624	41,192	1,134		可決(96.20%)
谷澤 淳一	1,103,465	41,346	1,134		可決(96.19%)
吉田 淳一	1,105,711	39,100	1,134		可決(96.38%)
片山 浩	1,138,991	5,825	1,134		可決(99.28%)
柳澤 裕	1,089,005	55,802	1,134		可決(94.93%)
大草 透	1,080,747	64,064	1,134		可決(94.21%)
松橋 功	1,115,390	30,527	37		可決(97.23%)
海老原 紳	1,140,788	5,129	37		可決(99.44%)
富岡 秀	1,112,478	33,439	37		可決(96.97%)
白川 方明	1,143,964	1,953	37		可決(99.72%)
長瀬 眞	1,144,025	1,891	37		可決(99.72%)
江上 節子	1,139,896	6,021	37		可決(99.36%)
高 巖	1,144,087	1,830	37		可決(99.73%)
第4号議案	770,980	369,857	5,095	(注)1	可決(67.21%)

- (注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。  
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本定時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本定時株主総会当日出席の他の株主の賛成、反対及び棄権の数の確認をしなかったことから、その議決権の数は加算しておりません。

以 上